



石運輸第605号  
石ト協第47号  
平成29年10月2日

石川県中小企業団体中央会会長 山出 保 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

山 下 明

一般社団法人石川県トラック協会会長

久 安 常 信

トラック運送業の適正運賃・料金収受の推進について  
～標準貨物自動車運送約款の改正等～

平素から国土交通行政及びトラック運送事業に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石川県の有効求人倍率（平成29年8月現在）を見ますと、全産業1.69倍に対し、トラックドライバーを含む自動車運転業務の職業は3.65倍と高く、トラック運送業界の人手不足は深刻な状況となっています。

人手不足が深刻さを増す中、トラック運送業を含めたサービス業の生産性向上及び中小企業の取引条件の改善は、我が国の重要な課題となっています。

国土交通省と厚生労働省では、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」を共同で設置しており、その下で、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」が平成28年7月に立ち上がり、適正運賃・料金収受に向けた方策等についての検討がなされてきました。

この度、当該検討会の議論を踏まえ、国土交通省では、標準貨物自動車運送約款の改正（本年11月4日から施行）等を行い、運送の対価としての「運賃」と運送以外の役務等の対価としての「料金」を明確化し、これを適正に収受できる環境を整備することとなりました。

貴会におかれましては、標準貨物自動車運送約款の改正等の趣旨をご理解いただきますとともに、会員の皆様への周知に、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。